



## 会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕  
 弁護士 土 田 慧

### 【事例1】

当院では、患者さんのために待合室のテレビモニターでテレビ放送を流していますが、YouTubeに投稿されている動画をこのモニターを使って流そうと考えています。特に医師が投稿しているようなきちんとした医療解説動画であれば、患者さんにも診療に関心を持ってもらえるのではないかと思います。このような形で、YouTubeに投稿されている動画をテレビ番組のように待合室で流すことは可能でしょうか。

### 【事例2】

当院のYouTubeチャンネルの開設を検討しています。特に次の内容の動画投稿を考えているのですが、問題はないでしょうか。

- ①医学書の解説をしたり、読書案内として一般書籍の紹介をする動画。動画内では、書籍の内容を要約した解説を行うことを想定。
- ②テレビ番組を模倣した医療に関するクイズ動画

### 【回答】

事例1に関しては、残念ながら、権利者の許諾なくYouTube上の動画を待合室で流すことはその動画や音源の著作権の侵害となってしまいます。また、現行のYouTubeの利用規約でもそのような利用は禁止されています。

事例2に関しては、①の場合は書籍の内容を要約している限りでは、著作権侵害にはなりませんが、引用として認められる程度を超えて朗読したり、文章を表示するような場合には著作権侵害と

なるおそれがあります。②の場合はテレビ番組の企画をアイデアとして模倣する程度であれば著作権侵害にはなりません、番組名やロゴなどを似せて使用した場合、商標権侵害となるおそれがあります。なお、YouTubeでの動画投稿にあたっては広告規制の問題にも留意しなければなりません。

### 【解説】

#### 1 事例1について

YouTubeに投稿される動画には、映像に関しては映画としての著作権、動画内のBGMに関しては音楽の著作権（CD化されている音源等には著作権隣接権）、映像内に別の著作物が映っている場合には別途その著作権、その他著作者人格権といった権利が発生しており、一つの動画に複数の著作物、複数の著作権者が存在することが多いです。

そして、医療機関の待合室で各著作権者の許諾を得ずに、YouTubeの動画を流すことは、複製権（著作権法21条）や上映権（著作権法22条の2）といった著作権を侵害してしまうこととなります。たとえ、患者が待ち時間に自由に見てもらったためであったとしても、著作権法上、許諾を得ないで流すことはできないところです。

加えて、著作権のみならずYouTubeの利用規約上もこうした行為は禁止されています。現行のYouTubeの利用規約<sup>1</sup>には、「9 本サービスを個人的、非営利的な用途以外でコンテンツを視聴するために利用すること（たとえば、不特定また

<sup>1</sup> 2024年4月9日現在。 <https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP>

は多数の人のために、本サービスの動画を上映したり、音楽をストリーミングしたりすることはできません。」との定めがあります。待合室でYouTubeに投稿される動画を流すことは、たとえ非営利であったとしても個人的な視聴の範疇を超えるものであり、この利用規約に違反することになります。利用規約に違反し、悪質性が高いと判断された場合には、アカウントの停止やサービス利用の停止等のペナルティを課せられるおそれがあります<sup>2</sup>。

したがって、YouTube上の動画を待合室で流すことは避ける必要があります。

ところで、放送されているテレビ番組を待合室で流すことはよく見られる光景です。この場合に関しては、「通常の家庭用受信装置」(家電量販店で購入可能なテレビ)を用いてテレビ番組を流すのであれば、著作権法38条3項後段によって適法に上映することができます。著作権法38条3項後段は、飲食店、医療機関などで家庭用テレビを使ってテレビ番組を流すことが多い社会的実態に鑑み、そうしたテレビ上映が著作権侵害にならないよう定められた規定です。この著作権法38条3項後段のように、インターネットでの動画視聴が日常的、習慣的な実態となりニーズが高まるようであれば、テレビ番組のように規制が緩和される日が来るかもしれません。実際に令和3年著作権法改正(令和4年1月1日施行)によって著作権法38条3項が改正され、インターネットを通じて

リアルタイムで同時配信される動画やそれとほぼ同視できる追っかけ配信の動画<sup>3</sup>(「放送同時配信等」)は、通常に放送されるテレビ番組の場合と同様に流すことが可能となりました<sup>4</sup>。

## 2 事例2について

### (1) 著作権法の保護対象

著作権法で保護される「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条1項1号)をいいます。

表現活動を行う場合、頭の中でアイデアを練り、それを具体的に表現することで形になります。著作権法が「著作物」として保護しているのはこの具体的な表現部分のみであり、アイデアそのものは「著作物」ではありません。アイデアに保護を与え独占をさせると、例えば、都会の病院に勤めていた医師が離島の診療所に赴任して徐々に島民と交流を深めていく物語という「Dr.コトー診療所」のアイデアは自由に使う事ができなくなり、同様のプロットの作品を作ることができなくなってしまふように、自由な創作活動の妨げとなるため、著作権法では具体的な表現のみを「著作物」と扱っています<sup>5</sup>。

### (2) ①の動画内容について

書籍に書かれている文章(具体的表現)のうち、創作性が認められるものについては著作物として扱われ、その文章を表示したり朗読した

<sup>2</sup> YouTubeはGoogleが運営しているため、YouTubeの利用規約違反が深刻であったり、繰り返されたりする場合には、Googleアカウントの停止、解除やアクセス制限がされる場合があります。

<sup>3</sup> あくまでリアルタイムの同時配信、追っかけ配信に限られ、放送終了後に配信される見逃し配信は流すことが出来ません。

<sup>4</sup> 改正著作権法38条3項は「放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。」と規定しています。ただし、テレビ局がYouTubeを使ってリアルタイムの同時配信を行う場合は、改正著作権法38条3項によって著作権の問題はクリアされますが、YouTubeの利用規約には依然として抵触することになるため、YouTube上のリアルタイムの同時配信を待合室で流すことはやはり避けるべきといえます。

<sup>5</sup> これとは対比的に、特許法では優れたアイデア(技術的思想)に限り、一定期間、特定の者に独占させて保護します。優れたアイデアを独占させるとのインセンティブを与えることで、より優れたアイデアの誕生を促進することが特許法の目的とするところです。

りする動画を投稿することは複製権（著作権法21条）、公衆送信権（著作権法23条1項）の侵害のおそれがあります。

ただし、引用（著作権法32条1項）として認められる範囲であれば許諾を得ずに使用することは可能です。どこまでが引用として許容されるかはケースバイケースの判断となりますが、主に以下の点を満たしているかが重要になります。

- ・公表されている著作物であること
- ・引用の必然性があること
- ・引用部分であることを明示していること
- ・引用される分量が必要最小限であること
- ・出典を明示していること

また、①の動画の想定のように書籍の文章そのものではなく、内容を要約し、いわば自分の言葉で表現しなおす場合は、著作権侵害にはなりません。書籍の具体的表現（著作物）を使うものではなく、書籍から汲み取れるアイデアを解説・紹介するものであって、そのアイデアにまでは著作権が及ばないためです。

### （3）②の動画内容について

テレビ番組の企画の模倣をする場合は、抽象的なアイデアを模倣する程度であれば、上記2（1）の通りアイデアそれ自体は著作権法の保護対象ではないため、著作権を侵害するものではないと考えられます。ただし、番組企画のアイデアの模倣にとどまらず、番組内で使用されるキャラクターなど具体的な表現を模倣した場合には著作権侵害となるおそれがあります。

また、番組によっては番組名やロゴに商標権を取得している場合があります。例えば、NHKで放送されるクイズ番組の「チコちゃんに叱られる！」の文字やタイトルロゴは株式会社NHKエンタープライズが商標権を有しています。こうした商標についてパロディとして番組名を文字ったり、似せたロゴを使った場合、商標権の侵害となるおそれがあります。

露骨にテレビ番組を模倣すると、著作権、商標権の問題はもちろん、患者から良くない印象を持たれることが考えられますので、②の想定で進めることは慎重な判断が必要といえます。

### （4）医療法による広告規制について

ウェブサイト上の広告も他の広告媒体と同様に医療法による広告規制の対象となります。直接的に表現しているものだけでなく、全体でみた場合に、暗示的や間接的に医療に関する広告であると一般人が認識し得るものも広告として評価されますので、投稿される動画の内容によっては、医療に関する広告とみなされる場合があります。

虚偽や誇大広告はもちろん、他の医療機関との比較優良広告、体験談、詳細な説明が付されないビフォーアフター写真なども広告規制の対象となります。

医療機関・医師として動画を投稿する際には、医療に関する広告に当たらないか、あるいはその広告に当たる前提で広告規制に反しないよう適切な情報を表示していることに十分に留意する必要があります。

以上